

国労本部電送No.247	発信日	発信	責任者	受領者
	2020年5月14日	総務・企画部		

指示第79号

2020年5月14日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」

の一部解除に伴う国労の追加対応について

政府は本日、「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」について重点的に対策を講じる13の「特定警戒都道府県」のうち、茨城、岐阜、愛知、石川、福岡の5県と、特定警戒以外の34県に対する発令解除を正式に表明した。

これに伴い、国労の追加対応をあらためて以下の取り扱いとするので各級機関は周知徹底されたい。

記

1. 特別警戒8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）に所在する機関については指示第69号（本部229号 4/7付）および指示第74号（本部237号 4/17）ならびに指示第77号（本部242号 5/8付）の適用を引き続き継続する。
2. 上記以外の県に所在する機関については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議によるガイドライン「新しい生活様式」にもとづき、感染予防のためのマスク着用、手洗い・アルコール消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保等の基本的感染対策を日常的に励行し、組合員・家族に対して不要不急の外出や県をまたがる移動等を自粛するように呼びかけること。さらに原則として各種会合・集会・行動・懇親会・冠婚葬祭等への出席にあたっては、集団感染予防の観点から密集場所・密閉空間・密接場面とならないよう万全の対策を講じるとともに出席関係者に十分注意を促すこと。
3. 今後の取り扱いについては引き続き「緊急事態宣言」解除や新型コロナウイルスの感染状況等の動向を見据えながら、順次指示する。

以 上